

社発第83号
平成21年11月12日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引の申込停止措置の一部解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は下記株式に係る貸借取引の申込停止措置の一部解除を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.対象銘柄

(6134) 富士機械製造(株) 株式
(平成21年5月15日付社発第11号により通知)

2.措置内容

制度信用取引の新規売り(自己の信用売りを含む。以下同じ。)及び制度信用取引による買い(自己の信用買いを含む。以下同じ。)の現引きに伴う貸借取引の申込停止措置のうち、制度信用取引による買いの現引きに伴う申込(融資返済申込み)停止措置を解除します。

なお、当該株式に係る制度信用取引の新規売りに伴う貸株申込み及び融資返済申込みにつきましては、引続き申込停止といたしておりますので、念のため申し添えます。

3.一部解除実施日

平成21年11月13日(申込日基準)

以 上